

平成12年9月18日

郵政省 電気通信局 電気通信事業部 事業政策課
「IT革命を推進するための
電気通信事業における競争政策の在り方」担当殿

中部電力株式会社
関連事業部 部長 柴野慎一

「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」に関し、特に電気事業者としても大いに係わりのある線路敷設権の問題点について次のとおり意見を述べる。

電気通信事業については、IT革命を推進する原動力となる基幹的産業として、21世紀に向けてより一層の発展、活性化を図っていくことは必要であると認識しており、電気事業者としてもできる限りの協力をしていきたいと考えている。

しかしながら、その具体的な展開を進める際には、「事業者間の競争」の観点もさることながら「効率的設備形成」も重要な視点であるほか、既存の枠組みや制度とも十分に整合性のとれたバランスのある方策が検討されるべきである。

1. 効率的な設備形成の推進

IT推進に向けたインフラ整備にあたっては、まず第一に、「効率的な設備形成」という観点が必要である。各事業者ごとに、当該事業者の所有設備を設置していくといった形態では、各事業者とも過剰な設備投資とならざるを得ず（また、新規参入事業者にとっては、自前設備の設置は重い負担・参入障壁となりかねない。）結果して1ユーザーに対し二重・三重の重複投資となるばかりでなく、各事業者とも十分な競争力を保持し得なくなる恐れがあるのではないか。

そのような観点から、電気通信事業用設備は、各事業者の事業戦略を阻害しない範囲で、同種のものは可能な範囲で共同化・共有化（または分有化）を図っていくべきであり、そのためには、まず、我が国における通信インフラ整備の在り方（事業者間による電気通信事業用設備共同構築の推進等）や既存設備の活用等（心線貸しの活用や適切な接続ルール・接続料金の設定等）効率的な設備形成に資する諸方策について、よくよく議論がなされるべきである。

線路敷設権についての検討は、その議論の後に、いわば補完的に行われるべきものであり、その議論を行わないまま線路敷設権を導入し、それに基づいてインフラの構築を行うと、国内の電柱、管路、洞道には、いくつもの通信ケーブルが無秩序に共架・設置されることとなってしまう、限りある資源、設備の無駄遣いとなるとともに、景観阻害をはじめ、「早いもの勝ち」からくる過剰な要求（2番手は法を楯に過剰な改修を要求）など、様々な問題を引き起こすことにもなりかねない。

その上でも、効率的設備形成に資する諸方策の推進は、より社会的要請に沿ったものと言えるのではないか。

2. 電気事業者の自主的改善措置

電力各社は電柱、管路、洞道の電気通信事業者等への貸与について既に十分な自主的改善措置（料金、利用条件、対応窓口等をパンフレットにより公表）を講じており、利用申し込みに対しては公平かつ公正な対応に努めている。

また、『我が国における「線路敷設権」に関するレビュー結果』（平成12年3月27日「線路敷設権」関係省庁レビュー会議）においても、「線路敷設の円滑化が進展しているという現状、等から、事業者に対して設備の提供を新たに法律により義務づける必要性を見出すには至らなかった。」とされているところである。

一方、本年8月に公表された「地域アクセス網における実質競争の実現方策に関する研究会」報告書では、「現在公益事業者が自主的改善措置を実施しているところであるので、その状況を注視すべき（自主的改善措置だけでは線路敷設が円滑に行われない場合には具体的な法制化を検討する）」とされているものの、全体を通して見ると、法的ルールの整備やガイドラインの策定が必要との認識に基づいてとりまとめられているようであり、基本認識において、上述の関係省庁レビュー会議における結論との整合を欠くものと言わざるを得ず、その取り扱いについては、これまでの関連省庁における一連の取り組みから逸脱することのないよう、十分な留意が必要と思料される。

また、ここ1年間の利用実績を見ても、全国で20万本程度の電柱共架申し込みに対し、ほぼ全数についてご利用いただいている。このことは、電気事業者と電気通信事業者等との自主的な商取引が、特に大きな支障もなく行われていることを示すものである。

このような電気事業者の自主的改善措置について、確実な評価を行わないまま、線路敷設権導入（ガイドライン策定や法制化）の検討が行われることのないよう、十分留意されるべきである。

3. 他の公共・公益事業者とのバランス等

将来、何らかの事情により、線路敷設権の導入検討が必要となった場合でも、その検討は、単に「電気通信に係るインフラの整備」あるいは「電気通信事業者間の競争促進」といった観点からのみ検討されるのではなく、「様々な公共・公益事業者に対し現在与えられている法的権利とのバランス」という観点から、これらの権利と比較衡量を行ったうえで、当該権利導入の必要性、および導入される権利の内容等についての十分な検討が行われるべきである。（他の公共・公益事業者とのバランスを失した特別な権利を電気通信事業者のみに付与することには疑問の念を禁じ得ない。

また、線路敷設権の概念は現在極めて曖昧であるといわざるを得ず、社会制度・国民性の異なる外国の一制度を参考に、そのまま我が国に移植することにも大きな疑問がある。仮にこのような権利を導入するとしても、我が国の社会制度・国民性等に合致するよう、その内容について十分な整理・検討が必要である。）

また、仮に線路敷設権が導入されることとなった場合には、設備の貸与等を余儀なくされる公共・公益事業者に対し、その事業の遂行に支障を生ずることのないよう、十分な配慮がなされるべきである。

なお、線路敷設権は、電気通信事業についてのみ導入検討がなされるべき性質のものではない。電気通信事業者に対し線路敷設権を与える方向で検討が進められるのであれば、線路を敷設して事業を行う他の公共・公益事業者に対しても、同様に線路敷設権の導入検討が行われてしかるべきである。

4. 法制化が及ぼす地権者への影響

「線路敷設権の法制化」によって設備の開放を義務づけることは、設備を所有する企業の私的財産権を制限するだけでなく、当該設備の存する土地の所有者等の私的財産権（土地所有権等）をも制限するものである。

このような中で、法律によって強制的に電気通信事業用設備が共架できるような仕組みを制定しようとするならば、地権者の財産権保護について、十分な配慮が必要となることはもちろんのこと、電柱等の設備所有者と土地所有者等の関係にどのような影響が及ぶかといった点（地権者は負担感が一層高まる。これにより、電柱建設が著しく困難となり事業に支障が及ぶ恐れがある）について十分な評価・検討が必要である。また、電柱等の設備所有者に負担を強いたり、その行う事業に支障を及ぼすことのないよう、必要な措置（例えば、電柱等は道路への建設を原則とする等）が講ぜられるべきである。

なお、電気事業者が民地に施設している電柱（約7割が民地に施設されている）は、全て地権者との任意契約によって設置しており、公益事業特権を背景に設置しているものは全くない。

このような電柱に、「地域アクセス網における実質競争の実現方策に関する研究会 報告書にいう、「公共目的の利用により積極的に利用されるべきという社会的要請」などあるはずがないことを一言付言させていただく。

以上